

総務財政委員会 令和2年11月26日
総務部 資料1番
所管 人事課

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の主な内容

特別給（期末手当・勤勉手当）〔第21条〕

- ・年間の支給月数を0.05月引下げ（現行4.65月→4.60月）
- ・支給月数の引下げ分は期末手当から差引く。

【現行】一般職員の場合

	6月	12月	3月	計
期末手当	1.15月	1.20月	0.25月	2.60月
勤勉手当	1.025月	1.025月	—	2.05月
計	2.175月	2.225月	0.25月	4.65月

【改正後】

	令和2年度				令和3年度以降			
	6月	12月	3月	計	6月	12月	3月	計
期末手当	1.15月	1.15月	0.25月	2.55月	1.125月	1.175月	0.25月	2.55月
勤勉手当	1.025月	1.025月	—	2.05月	1.025月	1.025月	—	2.05月
計	2.175月	2.175月	0.25月	4.60月	2.15月	2.20月	0.25月	4.60月

2 改正理由

民間給与実態調査の結果、特別給については、職員の支給月数が民間の支給割合を0.05月分上回っていた。

民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.05月引下げ4.60月とする。

3 施行予定日

令和2年度分は公布の日、令和3年度以降分は令和3年4月1日

職員の給与に関する条例（第1条による改正）新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">○職員の給与に関する条例</p> <p style="text-align: center;">昭和26年10月16日 条例第19号</p> <p>第1条から第20条まで（現行のとおり） （期末手当）</p> <p>第21条（現行のとおり）</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、<u>6月及び12月に支給する場合には100分の115</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、<u>6月及び12月に支給する場合には100分の95</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の115」とあるのは「100分の65」と、<u>「100分の95」とあるのは「100分の55」とする。</u></p> <p>4及び5（現行のとおり） 第21条の2から第23条まで（現行のとおり）</p>	<p style="text-align: center;">○職員の給与に関する条例</p> <p style="text-align: center;">昭和26年10月16日 条例第19号</p> <p>第1条から第20条まで（略） （期末手当）</p> <p>第21条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、<u>6月に支給する場合には100分の115、12月に支給する場合には100分の120</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、<u>6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の100</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の115」とあるのは「100分の65」と、<u>「100分の120」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の55」と、「100分の100」とあるのは「100分の60」とする。</u></p> <p>4及び5（略） 第21条の2から第23条まで（略）</p>

職員の給与に関する条例（第2条による改正）新旧対照表

新	旧
<p>○職員の給与に関する条例 昭和26年10月16日 条例第19号</p> <p>第1条から第20条まで（現行のとおり） （期末手当） 第21条（現行のとおり）</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の25、<u>6月に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の117.5</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の25、<u>6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、<u>「100分の112.5」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の97.5」とあるのは「100分の57.5」とする。</u></p> <p>4及び5（現行のとおり） 第21条の2から第23条まで（現行のとおり）</p> <p><u>付 則</u> <u>この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。</u></p>	<p>○職員の給与に関する条例 昭和26年10月16日 条例第19号</p> <p>第1条から第20条まで（略） （期末手当） 第21条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の25、<u>6月及び12月に支給する場合には100分の115</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の25、<u>6月及び12月に支給する場合には100分の95</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、<u>「100分の115」とあるのは「100分の65」と、「100分の95」とあるのは「100分の55」とする。</u></p> <p>4及び5（略） 第21条の2から第23条まで（略）</p>